

平成28年度（2016年度）第1回中野区都市計画審議会

会 議 録

平成28年（2016年）4月26日

中 野 区 都 市 基 盤 部

日時

平成 28 年 4 月 26 日（火曜日）午後 2 時から

場所

中野区役所 4 階 区議会第 1 委員会室

次 第

1 報告事項

- (1) 区画街路第 4 号線沿道のまちづくりについて
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う地区計画の変更について

2 その他

出席委員

矢島委員、宮村委員、田代委員、松本委員、村木委員、
高橋（佐智）委員、寺崎委員、鈴木委員、鳥居委員、新谷委員、
小林委員、齋藤委員、奥平委員、大海渡委員、折井委員、
高橋（か）委員、内川委員、平山委員、浦野委員、中村委員、
加藤委員

事務局

豊川都市基盤部参事（都市計画担当）、石川都市基盤部経営担当係長

幹事

高橋政策室長、奈良都市政策推進室長、角都市政策推進室西武新宿線沿線まちづくり担当部長、青山都市政策推進室副参事（産業振興担当）、石井都市政策推進室副参事（グローバル戦略推進担当、中野駅周辺計画担当）、藤永都市政策推進室副参事（都市観光・地域活性化担当）、松前都市政策推進室副参事（中野駅周辺まちづくり担当）、吉田都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当）、小幡都市政策推進室副参事（中野駅地区都市施設調整担当）、江頭都市政策推進室副参事（中野駅地区都市施設整備担当）、尾崎都市基盤部長、豊川都市基盤部参事（都市計画担当）、松原都市基盤部副参事（道路用地担当）、安田都市基盤部副参事（地域まちづくり担当、弥生町まちづくり担当）、高橋都市基盤部副参事（道路・公園管理担当）、千田都市基盤部副参事（都市基盤整備担当）、小山内都市基盤部副参

事（建築担当）、鈴木都市基盤部副参事（防災・都市安全担当）、伊東都市基盤部副参事（生活安全担当、交通対策担当）、近江都市政策推進室副参事（新井薬師駅前周辺まちづくり担当）、山本都市政策推進室副参事（西武新宿線沿線まちづくり担当、沼袋駅周辺まちづくり担当）、小林都市政策推進室副参事（野方以西調整担当、野方駅周辺まちづくり担当）、菊地都市政策推進室副参事（都立家政駅周辺まちづくり担当、鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当）、塚本都市基盤部副参事心得（空家・住宅政策担当）、細野都市基盤部副参事（大和町まちづくり担当）

豊川参事

それでは定刻となりましたので、平成 28 年度第 1 回中野区都市計画審議会を開催をいたします。

審議に先立ちまして、定足数の確認をいたします。ただいまの出席委員数ですが、委員 23 名中 19 名でございます。2 分の 1 以上の定足数に達しておりますので、本審議会が成立していることを口頭にてご報告申し上げます。

それでは引き続きまして、配付資料の確認をお願い申し上げます。委員の皆様方には、本日使用する資料を事前にお送りしておりますが、お忘れの方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、送付資料の確認をさせていただきます。

まず、送付資料の 1 つ目といたしましては、「区画街路第 4 号線沿道のまちづくり」についての資料でございます。これはレジュメでございます。

それから、送付資料の 2 つ目といたしましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う地区計画の一部変更について」の資料一式でございまして、レジュメ、ホチキスどめですね、今後の流れ。あとは A3 縦判の「法律の改正概要」、あとは「南台一・二丁目の地区計画」、これは桃色のカラーのものでございます。あとは「南台四丁目の地区計画」、紫色のものでございます。

これが、お送りした資料一式でございます。よろしいでしょうか。

それから、本日追加資料といたしまして、机上配付してございます資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の「次第」でございます。

それからその次が、本日の「席次表」でございます。

つづきまして、「第 21 期中野区都市計画審議会委員名簿」でございます。

それから次が、「2016 年度（平成 28 年度） 中野区都市計画審議会幹事名簿」でございます。

それから、その次が、「平成 28 年度 中野区都市計画審議会幹事（異動者一覧）」でございます。

その次が、「中野区都市計画審議会条例施行規則」のコピーでございます。

たくさんあって恐縮ですが、その次が、これはカラー判になりますが、「区画街路第 4 号線沿道のまちづくり」という、後ほどご覧いただくパワーポイントをプリントアウトし

たものでございます。

それから、最後ですが、先ほど申しました、事前に送付いたしました「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う地区計画の一部変更について」のレジメですが、恐縮ですが一部ミスプリントがございました。間違っている箇所でございますが、ご覧いただきますと、1ページ目の1番の(2)の「主な改正概要」というところの、少し字が小さいのですが、「※1」、「※2」とございまして、「※1」がダンスホールの説明、「※2」がナイトクラブ、これがお送りした資料で逆になっておりました。大変失礼いたしました。この正しい資料をご覧いただきたく存じます。大変失礼いたしました。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、矢島会長、開会をよろしく願います。

矢島会長

今日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、お手元の次第のとおり、報告事項が2件でございます。おおむね16時を目途に進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本審議会の委員及び幹事の異動について、事務局からご報告、ご紹介をお願いします。

豊川参事

それでは初めに、委員の異動について、事務局からご報告を申し上げます。

本日机上配付いたしました、「第21期中野区都市計画審議会委員名簿」をご覧いただきたく存じます。

この名簿の下のほう、関係行政機関の欄ですが、中野消防署長の前・宇佐美委員でございますが、人事異動がございまして、後任の加藤委員にご就任をいただいております。よろしく願い申し上げます。

加藤委員

加藤でございます。よろしく願います。

豊川参事

ありがとうございました。なお、加藤委員の委嘱状の交付につきましては、後ほど都市基盤部長よりお渡しいたしたく存じますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、この4月中野区の人事異動に伴いまして、当審議会の幹事にも変更がありましたので、ご報告を申し上げます。本日机上配付の「幹事名簿」、それから、次の「異

動者一覧」をあわせてご覧いただきたく存じます。

まず、幹事名簿からご覧いただきたいと思いますが、幹事名簿の2番でございます。都市政策推進室長ですが、前任の長田から奈良浩二幹事に変更になってございます。

奈良都市政策推進室長

奈良でございます。よろしく願いいたします。

豊川参事

続きまして、この名簿番号の9番でございます。これまで「中野駅周辺地区整備担当」として立原幹事が担任をしておりますけれども、このたび担当の名称を変更いたしまして、「中野駅地区都市施設調整担当」に職名が変更になりまして、前任の立原にかわりまして小幡一隆幹事でございます。

小幡副参事

小幡でございます。よろしく願いいたします。

豊川参事

続きまして、名簿番号10番でございます。「都市政策推進室副参事（中野駅地区都市施設整備担当）」前任の小幡にかわりまして、新任の江頭勝幹事でございます。

江頭副参事

江頭でございます。よろしく願いいたします。

豊川参事

続きまして、名簿番号13番でございます。これまでは「野方・井萩駅間沿線まちづくり担当」として小林幹事が担当しておりましたが、これが、職名が改まりまして、「都市政策推進室副参事（野方以西調整担当、野方駅まちづくり担当）」に担任を改めまして、小林裕幸幹事でございます。

小林副参事

小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

豊川参事

それから、次に、名簿番号14番でございます。「都市政策推進室副参事（都立家政駅周辺まちづくり担当、鷺ノ宮駅周辺まちづくり担当）」として担当を新たに新設をいたしまして、担当いたしますのが、新任の菊地利幸幹事でございます。

菊地副参事

菊地でございます。よろしく願いいたします。

豊川参事

それから、名簿番号 17 番でございます。「都市基盤部副参事心得（空家・住宅政策担当）」として新たに担当を設けまして、担当いたしますのが新任の塚本剛史幹事でございます。

塚本副参事

塚本でございます。よろしくお願ひいたします。

豊川参事

それから、名簿番号の 19 番でございます。安田道孝幹事ですが、これまでの「弥生町まちづくり担当」に加えまして、「地域まちづくり担当」も所管をしております。安田道孝幹事でございます。

安田副参事

安田でございます。よろしくお願ひいたします。

豊川参事

それから、名簿番号 20 番でございます。「都市基盤部副参事（大和町まちづくり担当）」といたしまして、前任の荒井幹事にかわりまして、新任の細野修一幹事でございます。

細野副参事

細野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

豊川参事

それから、最後でございますが、21 番でございます。「都市基盤部副参事（道路・公園管理担当）」でございますが、前任の志賀幹事にかわりまして高橋均幹事でございます。

高橋副参事

高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

豊川参事

なお、事務局につきましてはその下の欄にありますけれども、私、豊川に加えまして、担当の係長が、前任の細野から石川係長、それから、そこに表示はありませんが、職員が、原田職員から松井職員に変更になっております。どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

矢島会長

ほかに、事務局から報告事項はございましたら。どうぞ。

豊川参事

それでは、事務局から報告をさせていただきます。

このたび中野区都市計画審議会の施行規則を改正いたしましたので、ご報告を申し上げます。

先ほど確認していただきましたが、お手元の資料の中野区都市計画審議会条例施行規則をご覧いただきたく存じます。こういった資料でございます。両面コピーでございます。

この改正の趣旨でございますが、行政機関選出の委員に限りまして、今後は代理出席を認めようというものでございます。今後、警察・消防・第三建設事務所長の各委員様につきましては、事前に連絡をいただきました場合には代理の方が出席できることとなります。ただ、他の委員につきましては代理出席は認められておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

改正部分は、今ご覧の資料のアンダーラインの部分の条項を追加となりますが、ご参考までに読み上げをさせていただきます。「(代理出席)」でございます。第2条の2でございます。

「条例第2条第2項の規定により任命する委員（関係行政機関または東京都の職員である者に限る。）が、やむを得ない理由により中野区都市計画審議会の会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が代理者として当該会議に出席し、審議会の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに、委任状を提出しなければならない」。

第2項ですが、「前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関における課長の職と同等以上の職にある者で、当該委員があらかじめ指名するものとする」と、そういった内容でございます。

以上でございます。

矢島会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。本日は報告事項が2件ございますが、まず、報告事項1、「区画街路第4号線沿道のまちづくりについて」、山本幹事から説明をお願いします。

山本副参事

都市政策推進室の沼袋駅周辺まちづくり担当の山本でございます。前回に引き続きましてご説明させていただきます。

前回、1月26日の審議会においてご報告させていただきましたけれども、区画街路第4号の沿道のまちづくりにつきまして幾つかご指摘をいただいたところでございます。

例えば、商店街の再生であるとか、沿道の方の生活再建であるとか、もしくは交通環境の改善、こういったことにご指摘いただきました。今回は、それらの取り組み状況についてご報告させていただきたいというふうに思っております。

それでは、A4のレジュメに従ってご説明させていただきます。また、お手元にパワーポイントで作成した資料を配付してございますけれども、後ほどパワーポイントを使いまして、補足でご説明させていただければというふうに思います。

「区画街路第4号沿道のまちづくりについて」です。

沼袋駅周辺地区の区画街路第4号線沿道のまちづくりを円滑に進めるには、商店街の再生や地権者の生活再建、交通環境の改善、地区の防災性向上など、さまざまな面に配慮した取り組みが求められます。これらの検討や取り組み状況についてご報告いたします。

まず1点目ですが、「商店街の再生について」ご報告いたします。

区画街路第4号線は、現在のバス通り、お手元にも写真がございますけれども、画面にもございます片側一方通行、幅員6メートルの商店街でございます。この道路をそれぞれ片側に4メートルずつ拡幅するのが今回の事業でございます。道路の延長としては560メートル、合計幅員として14メートルの都市計画道路として整備いたします。

中野区としましては、この道路をにぎわいの感じられる商店街、また、にぎわいが連続するような商店街、こういったものとして再生したいというふうに思っております。このため、例えばなのですけれども、沿道の建築物の高さを統一して、適度な囲まれ感のある街並みにするような取り組みだったり、例えば、居心地のよい空間、こういったものをつくっていかうと、こういったことを検討してございます。

また、4号線の整備によりまして、狭小な残地が発生しますから、地権者の生活再建などにも十分配慮する必要があります。

こうしたことの実現に向けまして、区としましては①番、地区計画によるまちづくりのルールづくり、②番、残地を活用したまちづくり並びに事業手法、こういったものについて検討を進めてございます。

続きまして、2点目、「商店街の交通環境の改善について」ご説明いたします。

現在のバス通りは両側に商店街が広がってございます。このため、拡幅後におきましては、歩行者が対面に渡りやすく、例えば、高齢者やお子さんなども含めて、皆さんが安心して歩くことのできる、こういった交通環境の整備、また、交通の質の向上、こういったことが求められるかと思っております。

このため、商店街を通過する自動車の速度の抑制策、この検討を行ってございまして、昨年度は速度抑制策の1つでございまして「ハンプ」の体験実験を地域の方々と一緒に行いました。引き続き、速度抑制策の導入につきまして、幅広く検討を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、3番目、「地域の意向把握、地域への情報発信について」ご説明いたします。

現在区としましては、地区計画などのまちづくりを検討してございまして、この中におきまして、地元の地権者の方々に対するアンケートをこの前、2月に実施させていただきました。こうしたものを通して意向把握をさせていただいたところでございまして。

また、沿道の地権者並びに地域の合意を得ながら円滑にまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報を区のホームページで発信させていただいているほか、定期的に「まちづくりかわら版」という広報誌を沿道権利者全員の方に配布してございまして。また、オープンハウスと呼ばれる個別の相談説明会を開催してございまして、地域に対する丁寧な説明並びに情報提供に努めているところでございまして。

それでは、ちょっとパワーポイントを使いまして、追加でご説明させていただきたいと思っております。

画面は、先ほどご紹介しました現在のバス通りです。もう一度の説明になりますけれども、現在北側の新青梅街道から、これはちょっと駅前から撮ったところなのですが、南に下がるような一方通行になってございまして。また、中野駅に向かうバスが約1日120便ほど通る環境で、商店街であることから歩行者の方々が多く見られる、こういった状況でございまして。

先ほど3番目で、地域に対するアンケートというのをいたしましたので、このアンケートに関することをちょっとご説明したいと思っております。

このアンケートの結果なのですが、調査の目的としては、例えば沿道のにぎわいの再生とか、延焼遮断帯の防災性の向上、こういったものを考えていることから、地域の皆様に広く意見を伺うために実施しました。

調査の回収状況なのですが、回収率が22.5%という状況でした。4分の1の方の回答が得られたということで、引き続きまたさらに説明、情報提供をして回収状況を上げていきたいというふうに考えてございまして。

こちらが、アンケートを送付した範囲でございまして。1、2、3、4とか色どりがありますが、この説明は後ほどご説明いたします。まちづくりを今想定している範囲なので

すけれども、北側の新青梅街道と、南側の沼袋駅並びに妙正寺川、あとそれを南北に貫く4号線、この沿道を中心として現在まちづくりを想定してございます。

アンケートの結果について、ご報告したいと思います。

現在区としましては、地域の町会さんとか、商店会さん、まちづくり団体の方々と構成いたします勉強会というのを構成しまして、沿道のまちづくりについて勉強並びに検討している状況です。

先ほど申し上げたとおり、まちづくりのかわら版とかいったものを通して、地域の方々に情報発信しているところではございますけれども、こういった内容について「知っていらっしゃいますか」とアンケートをやらせていただきました。

結果でございますけれども、「知っている」と「おおむね知っている」を合わせて約45%程度でした。半分未満の方が知っているという状況で、それ以外の方は知らないという状況でしたので、先ほども説明しましたけれども、より一層の情報提供とか説明が必要かなというふうに認識してございます。

続きまして、こちらのアンケートは、用途地域の変更に関するものです。区画街路第4号線、現在沿道から20メートルが商業地域もしくは近隣商業地域の範囲なのですが、延焼遮断帯の機能確保であったり、にぎわいの確保に向けて、これを30メートルに変更することを現在検討してございます。こういったことを考えていますけれども、いかが思われますかというアンケートでございました。

画面にございますとおり、「賛成」で約50%ちょっとで、一定の賛成は得られているけれども、何人かの方が「反対」もしくは「そもそもわからない」という状況でございました。

こちらは、まちづくりのキーワードについてアンケートをしたものでございます。

キーワードというのは、今後さまざまな取り組み、例えば防災であるとかにぎわいとか、いろいろな言葉が出てくるかと思えます。パワーポイントの資料の中に8つほど並べているのですが、こういったキーワードを中心としてまちづくりを進めていきたいと考えておりますけれども、こういった考えについていかがでしょうかというアンケートでございました。

結果としましては、約7割の方が、こういったキーワードを中心にまちづくりを進めるのは「賛成」と回答をいただいております。一方、まだ「反対」並びに「わからない」という方がいらっしゃったというのが結論でもございました。

続きまして、一番冒頭の勉強会の内容を御存知ですかというアンケートの結果をご説明したいと思います。棒グラフで①、②、③、④と並んでいますので、最初のほうに戻るのですが、3ページのところに、こちらで状況をご説明したいと思います。

3ページの図面なのですがすけれども、先ほど申し上げたとおり、①、②、③、④という形に分けて今回アンケートをさせていただきました。この分け方の範囲の考え方なのですが、まず①番が、区画街路第4号線の沿道20メートルの範囲でございます。その外側に、それぞれ東西に②番で黄緑色というのがあるのですが、これはこういったエリアかと申しますと、先ほど用途地域を20メートルから30メートルに変えるというお話をしました。30メートルという幅は、将来拡幅されたラインから30メートルになりますので、都合14メートル、東西それぞれ14メートルの方が現在低層住居専用地域であるところから、新たに近隣商業もしくは商業地域になるという方です。用途地域が変わるということは、土地利用を含めていろいろ環境が変わるといこともございますので、沿道の方とは別に、②番という範囲を決めて、こういった方にもアンケートをさせていただきました。

続きまして、その右下の沼袋駅の北側の③番でございますけれども、ここは現在近隣商業地域として設定されているところでございます。また、ここの近隣商業地域につきましては、沼袋の駅の顔となる場所でもございますから、将来的には街区の再編などを通して、駅のにぎわいの拠点づくり、こういったものを考えてございますので、③番の方ということも抽出して、アンケートをしております。

残る④番は、残りの範囲なのですがすけれども、現在第1種低層住居専用地域となっている方々に対してアンケートを行いました。

こういったのが、①、②、③、④という分け方の範囲でございます。

では、7ページに戻ります。

こちらのアンケートは、先ほど話したとおり、沿道の方、沿道の外側の方、③番が駅の北側、④番が低層住居の方、そういった方についてそれぞれ分けて、現在我々がまちづくりを検討しているけれども、知っていらっしゃるかどうかというアンケートの結果でございます。

ご覧のとおりでございますが、まず沿道の①番、建てかえなども通してまちづくりに最も大きくかかわっていらっしゃる方、こちらの方については、「知っている」、「詳しく知っている」という方を合わせまして、約6割以上という状況でした。その裏側、用途地域が変わる方については、約5割程度知っていらっしゃるという状況。駅前北側の近隣商業地

域の方につきましては、約4割に満たない程度の方が知っている状況。それで、一番外側、現在第1種低層住居地域で、そのままの用途が変わらない方については、約3割以下の認知度という状況でした。

こちらから見てわかるとおり、建てかえなどを通してまちづくりに大きくかかわっていらっしゃる方はアンケートの関心が高い一方、その裏側の方については関心がまだ十分高くないということがわかります。先ほどからも繰り返しになりますけれども、引き続き、ホームページであったり広報誌、また、個別の説明会などを通して、まちづくりの検討状況をご説明するとともに、丁寧に説明し情報提供していきたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして、お話は変わりますが、先ほど商店街の再生の中で、狭小な残地の方の生活再建について触れさせていただきましたので、これに関する考え方をご紹介させていただきたいと思えます。

こちらの画面は、例えば拡幅される道路のイメージなのですが、「現在の道路」というところがあって、赤線のように拡幅されて都市計画道路が整備されるという状況です。例えば、黄色の方もしくは黄緑の方の地権者の方がいらっしゃったとして、単純に道路の都計線で用地買収させていただくと、非常に狭い土地が残って、利用困難な状況が残ると、こういうことが考えられるかもしれません。

これに対してなののですが、例えば、これは取り組みの1つの考え方なのですが、現在バス通り沿道の方、多分ある程度の方は引き続き残って生活再建をしたいし、商店を続けたいという方がいらっしゃると思えます。一方、これを機に地区外に転出し、ほかのところで生活再建したい、こういった方もいらっしゃるかと思えます。

私どもとしましては、まずこういった方々の意向を事前に調査させていただいて、例にあるように、例えば、A、B、C、Dという権利者さんがいて、AさんとCさんは残りたい、Bさん、Dさんは転出したい、こういった方が例えばいらっしゃったときに、私どもでコーディネートさせていただいて、AさんとBさんの残った土地を合わせてAさんの筆、Dさんの筆とCさんの筆を合わせてCさんの筆と、こういった形に合わせて土地を広くとっていただけるようなことを考えていきたいと思えます。

これの効果としましては、下のほうに書いてございますように、狭小な残地における生活再建の支援、また、現在ここは商店街でございますので、間口が広くできますので、店舗の利活用がより進むかということで、にぎわいの再生にもつながるか、こういったこ

とを考えてございます。

もう1点、残地の利活用に関する考え方のことなのですが、こちら狭い土地で残った方々同士が共同化する場合のイメージでございます。画面にございますように、残った土地の方々が、例えば共同化の意向があったときには、当事者さん同士で協議なり合意というのをさせていただくことによって、画面では同じ高さの2階建ての建物になっていますけれども、例えば土地の高度利用を進めることによって、敷地の有効活用を図っていくことができるのではないかと、こういった手法も取り入れながら、生活再建並びに沿道のにぎわいのさらなる再生について取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

続きまして、にぎわいの感じられる商店街のために、先ほど商店街の適度な囲まれ感というお話をさせていただいたのですが、これについてちょっとご紹介したいと思います。

この適度の囲まれ感というもののなのですが、画面にございますように、横幅をD、沿道の建物の高さをHというふうに捉えてございます。このDとHというのがいわゆる建物の囲まれ感をあらわす指標でございますけれども、ある程度、適度な囲まれ感を我々創造しようと思っております、1対1の関係を今現在目指して地元の方と話をしております。壁面間の距離、Dが現在バス通りが拡幅されて14メートルになりますので、建物の高さのHを14から15メートル程度に統一させていただいて、バランスのとれた街並みであったり、沿道の建物のスカイラインを統一することによって、にぎわいの感じられる商店街、また、居心地のよい空間、こういったものをつくっていきたいと思っております。

現在、地元の方との勉強会をさせていただく中で、3Dシミュレーションなどを通して、実際に画面で見させていただきながら、どういった囲まれ感がいいかと、こういった検討もさせていただいております。

最後に、交通環境のお話でございます。先ほど申し上げたとおり、バス通りは商店街でもあることから、歩行者が対面に渡りやすく、安心して歩くことのできる交通環境を整備していきたいと思っております、具体的には、その1つとして、自動車の速度を抑制させたいというふうに考えてございます。

ハンプの体験実験というのは、ことしの2月に行わせていただきました。場所は、警大跡地の区画街路になるのですが、地域の方をお招きして、ハンプとはこういうものだ、ハンプを通過した際の乗り心地はどうですかということをやらせていただきました。京王バスさんにもご協力いただきまして、バスを出させていただいて、実際に沿道の地権

者さんにバスに乗っていただいて、ハンプの乗り心地、もしくは沿道に立っていただいて、騒音や振動はどういったものがあるかということを実際に体感していただきました。

なお、沼袋の4号線は坂道でありますし、バスのほかにもトラックなど重車両も通ることから、実際ハンプが適用できるかということについてはさらなる検討が必要でございますけれども、1つの速度抑制策の考え方としてハンプというものを取り上げまして、ハンプ以外も含め、これから引き続き検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、沼袋4号線の沿道のまちづくりについて、商店街の再生、また交通環境の改善、地域への情報発信、これらについてご報告させていただきました。ありがとうございます。

矢島会長

説明ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。どなたからでもどうぞ、高橋委員。

高橋（か）委員

報告ありがとうございます。ご説明の中で、地区計画によるまちづくりというか、そういう話がありましたけれども、これは、都心でやったり、あるいは中野の駅周辺でやっている、その地区計画と同じような形と考えてよろしいのでしょうか。

山本副参事

大体同じものであると考えてございます。

ただ、例えば地区整備計画とか、細かい建てかえの部分に入りますと多少差異はあると思いますが、基本的なイメージとしては、目標や方針を定めて、建てかえのルールに相当する地区整備計画、こういったものをかけていきたいというふうに考えてございます。

高橋（か）委員

そうすると、地区計画の範囲を決めて、その細かい中身については整備計画で定めると。その中には、いわゆる用途容積の見直しとか、建築規制の緩和というか、そういうものも整備計画の中に位置づけるということよろしいですか。

山本副参事

まず、地区計画の範囲につきましては、まさに地元と検討しているところで、先ほどまちづくりを想定している範囲を出させていただきましたが、おおよそあの程度の範囲を想定してございます。

また、用途容積の見直しについては具体に行うということはないのですけれども、用途

地域の幅につきましては、先ほど申し上げたとおり、現在現道から 20 メートルが用途地域で近隣商業もしくは商業なのですが、それを 30 メートルの幅に変えるということで考えてございます。

高橋（か）委員

商業近商とかのその辺の用途地域の見直しをかえるということは、今、話で聞きましたけれども、例えば、容積の割り増しとか、そういうのはどうなのですか。というのは、道路拡幅で残地の活用が困難になった場合という実例として、これは単なるイメージの絵ですけれども、ブロックごとの土地を有効活用して全体で共同化するというお話がありました。これはブロック単位なのですが、これが、こういうことができれば理想だと思うのですが、ここまではないにしても、1 軒、2 軒とかが話し合っただけの場合とかに、なかなかメリットがないと、建てかえに、現実的にはいかないと考えたときに、きちんとこういう特別なことであれば容積を割り増しするとか、そういう斜線制限とかを緩和するとかして、少しでもペイできるような形で、インセンティブを与えるということが大事だと思うのですが、その辺の容積率の割り増しとか、そういう考え方というのはとらないのですか。

山本副参事

現在考えている地区計画の中で、例えば斜線制限であるとか、日影規制を緩和するような仕組みを導入しようと思っておりますので、それを導入することによって、現在斜めに切り取られている建物など、整計の形で再建できるようになるかなというふうに考えてございます。

そういったことなので、斜線規制等の緩和は目指してございますが、容積の割り増しというところまでについては、現在考えていない状況でございます。

高橋（か）委員

ぜひ、こうしたケースで、狭隘道路であったり、あるいは後背地の密集度とかを考えたときに、防災上も、ぜひ容積の割り増しというような、そういう位置づけをちょっと模索していただいて、これを機にこの範囲の地域が建てかえが進むような形というのをぜひ検討していただくように、これを要望しておきますので、よろしく申し上げます。

矢島会長

ありがとうございました。ほかの点、いかがでしょうか。大海渡委員。

大海渡委員

この実際の現場に行ってみますと、非常にやはり交通が頻繁ですし、それから、両方から商店街が迫っているような形で、非常にわい雑になっているので、この道路を改善するというのは非常に結構なことだとは思うのですけれども、片側に4メートルずつ後退するということは、かなり影響を受ける方が多くて、大変なことだと。

実際に現在営業している商店がほとんどでいらっしゃると思うので、それを全て4メートル後退していただくというのは大変なことだろうというふうに思いますけれども、実際に勉強会をもう始めていらっしゃって、住民の方々と意見交換をされていると思いますけれども、実際に影響を受ける方の中で、今の時点で強行に反対しているとか、そういう方はいらっしゃらないのでしょうか。

山本副参事

勉強会の中で、個々に1軒、1軒お話を伺っているところではないのですけれども、ただ、いろいろな意見交換をする中で、やはりこれを機に商店街を再生する、早く進めてほしいという意見もございます。

一方、委員ご指摘のように、なかなか生活再建が難しくなるので、反対という言葉まではいきませんが、よく考えてほしいという意見を頂戴するのは事実でございます。

大海渡委員

そうしますと、そういうことに対して個別に対応していくということになるわけですね。先ほどお話がありましたように、最終的にいろいろなインセンティブを考えて、それで受け入れやすいような形にされていくとは思うのですけれども、それでもやっぱりいろいろ過去の、ほかの例ですと、反対する方がいらっしゃると思うのですけれども、それはまた個別に対応していくというふうになるわけでしょうか。

山本副参事

先ほど来、地域への情報発信をやらせていただきますけれども、まずは区としましては、まちづくりの大きな考え方、今回特にこの沼袋でいきますと裏側が木造住宅密集地域になっておりますので、ここは延焼遮断帯の役割を担って、地域の防災に大きく貢献する建物でございます。なので、地域全体のためにとっても必要な道路、そういったこともご説明しながら、一方、個々の生活再建のことについてもご説明が必要ですので、説明会であったり、もしくは先ほど申し上げたオープンハウスというのをやらせていただいて、そこは個別に来て相談をできる場を設けてございますので、そういったところで個別に相談させてもらいながら、まちづくりにご協力いただけるよう情報提供させていただきたいと思っ

でございます。

大海渡委員

ぜひ、双方円満裡に事が進むことを期待しておりますけれども、ちょっと交通ということで、今日のご説明とは直接関係がなかったかもしれませんが、この4号線ということで、ご質問したい点があるのですが。

これはこれにかかわらず、いつもこういう計画がありますと、計画の中では、この道路を拡幅して整備するということは非常に利にかなっていることなのではございますけれども、もうちょっと広い範囲を見ますと、例えば今回の場合は570メートルにわたって拡幅するのですが、その先とかその手前がどうなっているかというのがいつも疑問に思っていて、この前の大和町の中央通りですか、それもそうだったのですが、今回のこの道というのは、新青梅街道から、今、沼袋の駅のちょっと南までですね、そこで計画の範囲では終わっているわけなのではございますけれども、その先はずっと。結構中野通り側に行くとい、もう整理された道路があるのですが、そのところをちょっと平和の森公園ですか、あの辺につなぐところが細くなっています。

この計画と現在の状況では一通できないというか、新青梅街道から中野通りに行ける、結構重要な道路になると思うのです。三角形の二辺を通る、二辺のかわりに一辺を通るという形になると思うので、これが全部、新青梅街道から中野通りまで通過できるようになれば、非常に経済効果が大きいと思うのですが、その570メートルで、あとちょっと。あれは2、30メートルぐらいあるのですかね、平和の森公園の入り口ぐらいのところまでが、細くて通れないと思うのですね、二方向では。その辺のところはどうなっているかということを確認させていただきたいというふうに思います。

安田副参事

平和の森公園の沼袋の駅広計画の南側になりますが、この資料の図の3ページ目というところ、線路を渡って南側のところにピンク色で、行き当たったところが妙正寺川なのですが、ここまでが西武線の関係の道路拡幅のエリアなのではございますけれども、そこから南側が、平和の森公園周辺地区の地区計画が定められている道路拡幅の計画区域になります。

この地区計画において、道路幅員は若干異なりますが、幅員が12メートルの地区集散道路第3号という計画があり、既に道路の拡幅事業を進めております。そこは、歩いていただくとわかりますが、既に何軒かは道路の拡幅がされてあります。

そういうことで、この南側も、平和の森公園周辺地区の地区計画で、道路拡幅の計画が

入ってございます。

大海渡委員

ということは、この現在の4号線の工事ですか、これが終わるころには、そちらのほうも終わって、新青梅街道から中野通りまで2車線で通行できるということになるわけですか。

安田副参事

その南側の地区計画は、区画街路第4号線と異なります。西武線のまちづくりは都市計画道路で、期間を決めて積極的に買収していく道路なのですけれども、その南側の方は、地区集散道路3号は、計画幅員が12メートルで、平和の森公園とかが広がっておりますので、一部途中で切れますけれども、さらにその先の早稲田通りまでにつきましても、同じように地区計画で拡幅する道路として幅員12メートルの計画が入ってございます。これらの路線に関しては建て替え連動型で進めております。建物の1軒ずつの建て替えに伴って、道路を拡幅してまいります。都市計画道路の拡幅とは若干スピード感は違うこととなります。

矢島会長

よろしいですか。

大海渡委員

はい。

矢島会長

奥平委員。

奥平委員

この沿道のまちづくりについて、まず基本的には3ページの範囲図というのがございます。まちづくりというのは、関係している地権者のみではなくて、その方々は当然なのですが、周辺、そのイントラランドのほうの住民の方々にも大変影響の多いまちづくりだと思います。そういう意味で、このブルーの範囲は、どのような経緯で決められたのかをご説明いただければと思います。

山本副参事

この範囲でございますけれども、平成26年の都市計画審議会でもご審議いただきましたけれども、都市再開発の方針における再開発促進地区に相当する範囲でございます。現在この範囲を想定してまちづくりを考えようというふうに思っているところでございます。

奥平委員

既に26年に指定したというお話ですが、例えば、この沿道の図面の左側によると、一部非常に狭くなったエリアがあり、それから逆に、西武線のすぐ北部分では、道路が西武線の踏み切りのところまで延びているという図になっておりますが、この理由は何かということを具体的に教えてください。

山本副参事

この残り東西の範囲でのまちづくりの進め方ということによろしいですか。

エリアの設定ですか。まず、このエリアの設定の仕方なのですけれども、いわゆる地形地物という言い方を、建物の形と物の地形地物という言い方をするのですけれども、今回4号線が広がります。その広がるところにかかるブロックの道路境界線で切らせていただいております。ギザギザになってはいますが、全て道路の境界線に入っていて、なおかつ、4号線が拡幅されるところのブロックというところで切らせていただいている考え方でございます。

奥平委員

ということは、このギザギザしているけれども、ここが一番沿道に対して、②番の外側で一番近い街路が存在しているところで切っているという理解でよろしゅうございますか。

山本副参事

ご指摘のとおりでございます。

奥平委員

2番目の質問といたしまして、そうしますと、このブルー、つまり①、②、③、④をあわせて、その部分の地権者の方々が887世帯いるという理解でよろしいですか。頒布数が887部と書いてありますけれども、という理解でよろしいですか。

山本副参事

ご指摘のとおりでございます。なお、この887の考え方でございますけれども、この範囲図の中に、土地もしくは建物の権利をお持ちの方を合計させていただいたのが887件という方です。もちろんここに、ここに住んでいらっしゃる方もいれば、ほかに住んでいらっしゃる方もいまして、そういったものも含めて887でございます。

奥平委員

その次に、そのアンケートの内容をご報告いただいたのですが、その中で、まちづくりに対して、推進していくためには、先ほど、頒布物を定期的に発行したり、まちづ

くりかわら版を沿道権利者全員に頒布していると。さらに、オープンハウスということを開催するというふうにご説明あったのですが、この広報誌及びオープンハウスというのは、その今のブルーの範囲のすぐ裏側とか、あるいは非常にまちづくりに対して興味のある地域の住民とか、そういう方々に、興味がある場合にはいつでも来ていただけるというシステムなのか、あるいは、あくまでもこの対象者のみに限ったお話なのかというのはいかがなのでしょうか。

山本副参事

基本的には、この範囲内に土地もしくは建物をお持ちの方と考えてございますけれども、一方この地区内には当然お店でございますから、店子さん、借家人の方もいらっしゃいます。アパートに住んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。

また、この範囲にとらわれず、この地域、大きく町会とか商店会がございますので、そういう方のところにも今申し上げたまちづくりかわら版というのを発行してございます。そのかわら版の中で、その都度毎回オープンハウスのご案内というのを差し上げてございますので、基本はその都度ご案内を差し上げつつも、その周囲の方も含めてご案内できるようになってございます。

奥平委員

いろいろとご説明ありがとうございました。ぜひ、要望として1点だけお話し申し上げたいのは、これからの中野区の、これある意味では、沼袋の商店街というのも、将来の中野区に対して、人の流れ方及び交通の通し方について、非常に重要なエリアかなと私は思います。

そういう意味で、ぜひ、かわら版にしてもオープンハウスにしても、大変経費がかかることは問題かと思えますけれども、できるだけ情報発信を広くしていただければと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。以上です。

矢島会長

ご注意ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。平山委員、どうぞ。

平山委員

ご説明ありがとうございました。何点かちょっと伺いますので、コンパクトに伺いますので、コンパクトに教えていただければと思いますが、まずは、この商店街の交通環境の改善のところで、歩行者が対面に渡りやすく、安心して歩くことができる交通環境の整備が求められるということでご説明をいただいて、そのとおりであろうというふうに思っ

いるのですが、商店街は道路が広がってしまうとなかなか、商店街自体が衰退をしていってしまうという事例が多くありますので、その辺のところを意識をされていらっしゃるのかなと思うのですが、ハンプを置いての実験を行われた云々というのが書いてあるのですが、これは、現実的には速度を下げ、横断歩道は置くけれども、信号の設置の予定は今のところ考えられていない。横断歩道の中で、歩行者の方にお渡りをいただくという想定で考えていらっしゃるのですね。

山本副参事

拡幅後の横断の仕方でございますが、詳細については今検討している状況でございます。商店街で、なおかつ相互通行なので、基本的にはまず横断歩道でそこを渡っていただく形になるかと思っておりますけれども、横断歩道を中心としながら、既に現在歩行者の方が、いわゆる千鳥のような形でお買い物を楽しめる環境になってございますので、なるべくそれに近い形を実現できるように、関係機関を含めてこれから検討したいと考えてございます。

平山委員

ぜひお願いしたいというふうに思っているのですが、なかなか双方向になると、交通量も増えますし、将来的なことという、先ほど話のありました、いわゆる中野通りまでつながるといったことになったときには、何かしらその一定の規制を、買い物時間を検討するとか、そういったことを考えられないと、信号の設置以外で、この歩行者が横断をするというのは難しくなるのではなかろうかというふうに思いますので、伺いました。

もう1つ、この11ページのイメージ図は、街並みのプロポーシヨンのイメージ図ですのでこういうことになっているのだろうとは思いますが、自転車は、車道を通るのか、歩道を通るのか、どういう設定なのか教えていただけますか。

山本副参事

まず、済みません。先ほどちょっと信号のことをお答えしてございませんでした。信号も含めてこれから検討していくことになると思っております。

また、自転車につきましては、現在断面構成のイメージとしては、歩道が3.5メートル、車道が1車線3.5、3.5、もう片方に歩道で、トータル14メートルの考え方でございます。自転車につきましては、車道区に設置するという事で現在考えておまして、歩行空間は3.5メートルで確保するという事をイメージしてございます。

平山委員

それを聞いて安心いたしました。基本的には車道に設置をすべきというふうに思ってい

ますので、それは理解いたしました。

もう2つだけ。商店街の再生のところなのですけれども、この「残地を活用したまちづくりと事業手法」ということをご説明をいただいた。私、今地元が大和町で、大和町はまさに道路の拡張が進んでいまして、本当に点々と空地ができています。あと3年ぐらいうまいことやっていかないと、近隣の方の買い物の状況は厳しくなるだろうなど。近くに高円寺がありますので、ほとんどそちらに流れてしまう。

今度は、ある一定の商業集積をつくったときに、人が戻って来てくださるかという問題も出てきたりもするわけで、そこでこの残地なのですけれども、大和町を事例にとってみますと、必ずしもきれいに残っているわけではなくて、例えばここにAとC、A、B、C、DをA、BをA、C、DをCというような形に持っていきたいというふうに書かれていますけれども、ちょうどその上のページに書いてありますような、もう本当に細い残地、こういうふうな残地というのも現実的に出てきているのです。このぐらいの細さであれば、とても隣とセットをしてというような共同化は難しいのかなと思うのですが、こういう場合については、現在どのように考えていらっしゃるのですか。

山本副参事

対応の仕方はいろいろございまして、まさに現在検討しているところでございますけれども、例えば事例の考え方としては、区画整理の仕組みを取り入れまして、例えば裏側あるとか、横側の土地を入れかえてやるという、まさにこれだとA、B、C、Dでバラバラだったときに、そこを入れかえるというやり方があると思うのですけれども、そういった手法を導入して、これから検討して、生活再建がうまくいくように考えていきたいと思っております。

平山委員

よろしくお願いをいたします。もしくは、本来都市計画線の外の土地は買い取るということはないのかもしれませんが、行政が持ってそこを有効活用するという手段も考えられるのかなと思いますので、ぜひ検討いただきたいのと。

最後に、一定期間商店街が、どのような形で進むのかわかりませんが、少なくとも道路を拡張している一定期間は、完全に商店街の機能を失ってしまうのかなど。その間の近隣の方々の買い物について、あるいは、その後戻って来るような誘導策について。

例えば、今不足しているような、近隣の方が求めていらっしゃるような店舗を入れていくとか、さまざまな方法が考えられると思うのですが、このようなことについても、直接

ご担当という難しいのかもしれませんが、ぜひご検討いただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

山本副参事

道路の拡幅の進め方なのですけれども、虫食いに進めますと、まさに先ほどお話があったとおり、商店街としてのにぎわいがなくなる状況です。基本的には、ある程度エリアを区切って道路拡幅を進めていきながら、商店街をなるべく残しつつというふうに考えてございます。

また、拡幅後の新たな店舗の誘致などにつきましても、区全体で連携して、商店街振興とか、店舗の誘致等を含めてさまざまな策を考えていって、沼袋のにぎわいの再生をやりたいと、そういう考えでございます。

矢島会長

よろしいですか。ほかのポイントいかがでしょうか。

鈴木委員。

鈴木委員

ちょっとお尋ねします。道路の拡幅によって周辺を整備していくというのはよくわかるのですが、今一番やっぱり大事なのは沼袋の駅前のところ、3番の場所です。この3番の場所については、具体的にどのような方向で持っていかれるのか。駅広みたいなのを考えておられるのか、その辺についてご説明いただけますか。

山本副参事

まず、駅広のことについてご説明をさせていただきます。

線路の南側にちょうど四角く青でなっておりますが、そこが駅前広場、2,800平米でございます。

ご指摘のあった③番のところでございますけれども、昨年9月に策定しましたまちづくりの整備方針で、新たな顔となる駅前のにぎわい拠点という形で位置づけてございます。

考え方としましては、地図でご覧いただけますように狭小な敷地、また狭い一方通行の道路がございますので、新しく沼袋のにぎわいを牽引するために大事な場所として捉えてございます。

手法としましては、例えば街区の再編であったり、再開発といったものをして、新しい街区を大きく生み出して、大きな建物を誘導し、そこに今までなかったような、例えば医療とか福祉といった、そういった建物を誘致するという事は考えられますが、全くそ

ういった手法を導入しようにも、やはり地域の合意形成がまず大事でございますので、今後地元の方との話し合いを始めまして、まちづくりのあり方について検討して、手法も含めてこれからやっっていこうと考えてございます。

鈴木委員

その駅前広場のほうというのは、バスのロータリーみたいなのか、タクシーとか、そういうふうなものができる予定になっているのですか。

山本副参事

今日はちょっと図面をご用意していなかったのですが、四角くなっているところの中にロータリーを設けまして、タクシー及びバス、あと一般車の乗降場を整備する予定でございます。

矢島会長

よろしゅうございますか。

鈴木委員

はい。

矢島会長

ほかに。齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員

先ほどの平山委員とちょっと関連するかもしれませんが、ちょっとハンプのことでお伺いしたいのですが、ちょっと不勉強かもしれませんが、二方向通行、対面通行でハンプが出てくるというのは、実はあまりちょっと私、記憶がないものですから。何となくハンプのイメージというのは、一方通行の中である程度速度抑制をするのに非常に効果的かなという気がしていたものですから、ちょっと両面通行の場合のイメージができていなくて、ちょっとそこを伺おうと思ったのですが、

ただ、実はそれに絡んで、多分沼袋の通りは、道路を拡幅して2面通行にした段階で、ある程度やっぱり交通を通そうというイメージがあると思うのですね。ですから、現在一方通行で、非常にいいスケールの商店街を形成しているかもしれないけれども、多分2面道路にした段階で、もうある程度スケールは超えてしまって、ここに書かれている適度な囲まれ感のある空間という、すごく微妙な表現をされているのがあるのですが、そういう空間というのはすごくわかるのですが、その段階で多分、道路の向こう側と道路のこっち側の商店街というのは、もうある程度分断されてくるのは目に見えてくるの

かなと。

そうすると、その辺をフォローするために、横断という言葉がさっき使われていたかと思うのですが、ただ、横断というのはあまり意識しても、多分横断歩道とか信号とか、手当てはもちろんしなければいけないかと思うのですが、あまり効果的ではないのかなと。

そうすると、そのときにハンプという言葉が出てくると、さらにちょっとよくわからないなど。もしそういうふうにするのであれば、例えば、いわゆるちょっと今使っているのかどうかかわからないのですが、ボンエルフ的な、いわゆる屈曲させるような道路とか、少しその辺を含めて、もう少し手法を考えていくことはできないだろうかというのが感想なのですが、いかがでしょうか。

山本副参事

ご指摘ありがとうございます。たしかにハンプは、いわゆる生活道路で通学路などの安全確保するために、一方通行に設けるのが大多数かと思います。なので、今回あくまでも実験の1つということで、ハンプを検討したものでございます。

もし、これを沼袋の4号でやると、多分当然のようにつながった、対面通行でハンプという形になりますが、先ほど申し上げたとおり、バスのみならず、配達車両とか、いろいろな車が通る中で、本当にそれで速度抑制を実現できるのか。なおかつ、下りの坂道ですから、そのスピードを出してもハンプによっては非常に危ないという危惧もございますので、引き続き詳しい検討が必要かなと思っております。

なので、私どもとしましては、このハンプにとらわれず、いろいろなハードによる速度抑制、並びにソフトですね。例えば、交通規制を導入するとか、そういったものも組み合わせながら、ある程度の交通量はあるとは思いますが、いろいろな手法を組み合わせながら速度抑制を実現して、商店街のにぎわいの再生に貢献できるような交通環境の整備をしていきたいと考えてございます。

齋藤委員

ちょっと趣旨が違いますが、速度抑制が目的はもちろんそれでいいのですが、そうではなくて、歩行者空間をもう少し考えたかどうかという、実は今趣旨がありました。

一般断面はこの間のたしか絵が出てきていたかと思いますが、例えば、歩道の幅員をある程度コントロールする、アルコーブをとるとか、いろいろ手法があると思うので

すけれども、そういうことを含めて考えられたらどうですかという趣旨でした。

山本副参事

歩行者空間の創出でございますけれども、イメージとしては、歩いて楽しい商店街というのを創出していきたいと思っております。なので、例えば緑化の創出であったり、もしくは、ストリートファニチャーを導入して、休憩しながら散策できるような商店街にしてきたいなというふうに考えてございます。

また、今現在 3.5 メートルの歩行者断面でございますけれども、例えば、部分的に狭窄を導入することによって歩行空間は広がりますので、そこに何かものを置くとかいった休憩空間がありますので、さまざまな、まさに先ほどハードとソフトと言いましたけれども、組み合わせながら歩行者空間の創出ならびに速度抑制、なかなか両立は難しいと思うのですけれども、いろいろな考えを検討していきたいと考えてございます。

矢島会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。田代委員、どうぞ。

田代委員

いろいろご質問に対してご回答いただいて、それを伺いながらなのですけれども、全体としてこの計画で、都市計画道路の整備ということは大きな課題であるということは非常によくわかるのですが、今日配付していただいた、あるいはご説明いただいている資料の構成を見ていると、非常にわかりにくい部分が多いということなので、ちょっとその辺で確認だけさせていただきたいのですが、例えば、8 とか 9 とかのところに出てくる、図面の中に色の凡例、これは何を示しているのかというあたりがちょっとわかりにくいので、議論等で「ああ、なるほど」とわかってきているのですけれども、何かそういうことをきちんとご説明いただきたいなと思っている点が 1 つと。

それから、いきなりまちづくりの結果アンケートとして、キーワード、このまちの将来目標とか、大事なことがここに、6 のところに書かれているのですけれども、それがどういう形で実現していくのかというそのことに対するイメージと将来像、でき上がったときの、そういったことに対する説明がほとんどなくて、いきなり残地の処分の話、あるいは、残地の計画の話に話がストンと飛んでいまして、そうすると、確かに残地の活用あるいは処分というのは非常に大事な実務であって、時間がかかるのはわかっているのですが、いきなりこの問題だけがクローズアップされていくとなると、このまちは一体どうなるのだろうということに対して、ちょっとわかりにくいというよりも、ちょっと不安が残るとい

う点があります。

そのことをちょっと申し上げますと、残地のことについては、皆さん、専門家がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、10番。例えば、従前と従後というふうな絵が書かれているのですけれども、実際にこれ、1番の写真を見せていただくと、私も現状をよく存じ上げておりますけれども、こういった状況では全くないですね。ですから、こういう発想でもって、従前と従後というものをこういう形で作り上げていくのだというふうなことを示すために、こういった図をお示ししていただくのであるとすると、これはなかなかわかりにくくのではないかと。結果からかなり逸脱しているというふうに考えます。

先ほどちょっと出た、この下の「街並みのプロポーション」のD/Hの話ですけれども、これももう既にこの段階では4階建てになっているしというふうなことで、結局ある程度きちんと都市計画の将来を示す図なり表なりということであれば、もう少し現状と、それから具体的な根拠をある程度踏まえた資料をお示しいただきたいのが要望でございます。

それから、もしこれで、全体像でいくとなると、この区域の3番の全体像としても、結局道路を基本的に拡幅して整備していくという大きな目的は、非常にわかりやすい、合理的なのですけれども、それぞれの部分に関する考え方や、そこでどう対処していくのかということに対する説明が、この今日いただいた中では全く触れられていないのですね。ですから、そういう意味で言うと、もう少し全体的にわかりやすい、根拠のあるご説明をいただくと、私としても理解しやすい、そしてまたご意見を申し上げることができるのだと思います。それが、私の要望とご質問です。

矢島会長

ご注意の点も幾つかあったと思いますが、お答えになる部分があれば、山本幹事。

山本副参事

凡例がないとか、わかりにくくて大変申しわけございませんでした。

先ほどのキーワードのお話、ちょっとそこだけ補足させていただければと思うのですけれども、6ページのアンケートの結果ということで、下には8つキーワードとして並べてございました。

ここで地域の方々と勉強会の中の趣旨なのですけれども、これは将来的には地区計画そのものの目標や方針に、こういったキーワードを入れたらどうでしょうかということをお話しさせていただいております。

あくまでもキーワードですので、これをどう膨らませるか、どういうふうに展開するの

かというのは、その生活再建も含めていろいろなこれから導入だと思うのですが、地区計画の目標や方針にこういったキーワードを入れたらどうかということの地域とのキヤッチボールの中で話が出たものでございます。

地区計画の取り組みについては、また次回以降、お時間を頂戴して、先ほどのD/Hのプロポーシヨンの考えも含めて、ご説明頂戴させていただければというふうに考えてございます。

また、10 ページのところもちょっと将来のイメージではないというのもありますので、そういったところの改善も含めて、わかりやすい資料の作成に努めていきたいと思っております。

矢島会長

ほか点、いかがでしょうか。折井委員。

折井委員

4号線の南北の縦軸については、大体、拡幅するということではわかったのですが、実は西武線の地下化に伴いまして、東西の軸ですね、これがかなり大きなスペース、空地というか、そういうのができると思うのですが、一部沼袋の駅前のスーパーも何かもうやめて、どうなるのかちょっとわかりませんが、その辺で、駅周辺の横軸との関連性ですか、この辺の将来的な活用とか、そういうのをどういうふうに絡んでいくのかということをお聞きできればと思います。

矢島会長

横軸とおっしゃった場所は。

折井委員

西武線の上の部分です。

矢島会長

電車の側道というような感じですか。

折井委員

地中化した……。

矢島会長

地中化上のことですか。ご質問は、地中化した上の、あいた部分の話ですね。どうぞ、山本幹事。

山本副参事

鉄道上部空間の活用につきましては、これからしっかり検討をしていきたいというふう

に思っております。

考え方でございますけれども、前回もまちづくりの整備方針の中でちょっとご紹介したかもしれませんが、今4つの検討項目というのを掲げておりまして。今日は資料としてご用意していないのですけれども。1つ目は、防災まちづくり。2点目は、交通環境改善。3点目がにぎわい空間。4点目が緑化でございます。

なので、例えば防災であれば、まさにその鉄道上部空間を使って、防災の空間もしくは例えば、防災資機材を置くとか、いろいろな考えができるかと思えます。

また、交通環境であれば、車を通すということは今ないのでございますけれども、例えば自転車が通れるスペースであったり、もしくはそこに駐輪場をつくるといったことがございます。

また、にぎわい空間という意味では、駅の南側に交通広場ができますので、そこと連坦するように、鉄道上部の空間を大きくとらせていただいて。また、先ほど③番のところで、新たなにぎわい空間というのがございますので、その空間もあわせて、駅前で地域の方が憩えるようなにぎわい空間をつくっていききたいというふうに思います。

また、緑化ということでは、例えば緑道などを整備して、地域の方が憩える環境をつくっていききたいと思っております、この辺はまだキーワードどまりでございますけれども、これから区としてしっかり内容を精査して、地域の方の意見を聞きながら、鉄道会社などとも協議をしながら、地域の方にいい鉄道上部の活用をしてきたいと考えてございます。

矢島会長

田代委員。

田代委員

今のご説明、非常によくわかりやすかったですのですけれども、私の質問に対して多分誤解されていたのかなと思って。僕は、6ページのキーワードがおかしいとか、全体の数値という意味ではなくて、むしろ今おっしゃったような、もう既に緑化とか防災とか交通とかにぎわいとか、基本的な方針が定まっているのであれば、むしろそれを具体的にビルドインしたような、具体的な説明もしくはそれをどこでどう考えていくのかということが必要だということを申し上げただけけれども、これは、前のまちづくりから標語を拾っただけであって、資料を後で、「きれいな資料にします」なんていう、僕はそんな答えを聞いたかったのではないのですよ。

今のような具体的な検討があって初めて、それに対してきちんとした根拠のある説明図面がついていると、それで皆さんが、地域の人たちも納得していただける。あるいは、こ

れから議論を進めていくと、そういうことにつながっていくのだらうと思うのですよ。

ですから、今日お示していただいて、凡例が足りないからこれから直しますとか、そういう意味ではなくて、例えば、9 ページ目の残留の希望を反映した場合と幾つかケースがあるけれども、非常にこれは多様なケースがあるわけですよ。先ほど出た黄色の小さな部分、むしろこういうところが本当に一番問題になっていて、あいたりなどするというのが現実なわけですよ。ですから、そういったことに対する回答という答えが、その都度その都度ご質問しないと答えがいただけないような状況であると、これは非常に、ますますわかりにくくなっていくというふうなことで申し上げたのです。

ですから、ただ単に凡例が足りないとかそういう問題ではなくて、むしろその内容をもうちよつと踏まえた上でご説明いただきたいと、そういう要望を申し上げたつもりです。以上です。

矢島会長

ご注意ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。寺崎委員。

寺崎委員

幾つかお聞きしたいのですけれども、まず、この地区計画のルールというのがよくわからなくて、ここに出ているD/Hが1 という、45度の角度でということ、道路が14メートルだと、建物高さが14メートルぐらいになるというようなことはわかるのですけれども、この地図で見ますと、結構、近隣商業あるいは商業地域が広がりますので、容積率もかなり大きくなると思うのですけれども、結局、このメインの道路は広がるのですけれども、脇の道路が、恐らく2項道路がほとんどだと思うのです。そうしますと4メートル道路ですと、同じルールでやりますと4メートルしか建たないわけですよ。そうすると、みんなカットされていきますから、表通りはすごくたくさん建てるけれども、角地になると、そのすぐ裏になると、非常にやっばり形の悪い街並みになるのではないかなと。

だから、この辺は、斜線というよりも、もうちょっと違うルール。要するに、後退して、高さは一定にしますよというような、そういったことも入れていったほうがいいのかなと思うのです。というのは、当然、今の45度のルールを使わなくても、道路が広いですから、道路斜線というのはどんどん関係なくなっちゃう。

問題なのは脇のほうですね。広い通りに面した後ろの方というのが、もうどうにもならない。今回のこの地区計画とか、まちづくりができて何の恩恵も受けないというようなことになります。

商業地域に広げてくれたのだけれども、結局 240 しか建たないのかというふうにあると思うのですね。その辺、やっぱり立場の弱い地権者のために、どうするかということを考えていかなければいけないのかなと思います。

それと、その後ろの、一低層のところというのは、何の恩恵も受けない。むしろ周りに高い建物が建って、日影とか何か、そういったものができるようなことになりますから、その辺もやはりちょっと考慮しなければいけないなと思うのと。

やっぱり一番僕が気になるのは、今現在、結構いい、道路が狭いといっても、歩いたり買い物するにはちょうどいい雰囲気なのですけれども、どうしてここを広げるのかなと。もっとよくなるのならいいけれども、道路が広がって、対面交通になると、右側のお店から左側の店にはなかなか子連れではいけなくなる。そうすると、お店も当然広がりますと、少なくなるのではないかなと。そうすると、結構大きなお店が出てきてしまうと、今のこの割合と昔から続いている商店街が壊れていってしまうような気がするのですけれども、やっぱりまちづくりの場合は、昔からのこういう街並みとか、商店とか、そういった配慮をしていったほうがいいのかと思うのです。当事者に聞いた話では、4メートルとられてしまったらお店がなくなってしまうと。残ったところで、できるかなというようなことも心配していますし、それから、仮に早くやっても、周りが全部できないと、かえって商売あまりよくならないと、やるのだったら、もう早く一気にやってほしいと。だけれども、今のスケジュールでいくと、結構まだ時間がかかりそうなところもありますし、ルールづくりも、もう少し現状にあったやり方をやっていったほうがいいのかと思うのですけれども。

ちょっと長くなりましたけれども、質問としては、その地区計画のルールづくりが、はっきりまだ見えていないので、その辺これからどんなふうにしていくのかを聞きたいのですが。

山本副参事

地区計画のルールづくりでございますけれども、今日はお示ししてございませんが、地区の皆様方の勉強会という中で、今具体的なルールを考えているところでございます。

先ほど容積の緩和とかというお話がございます。緩和はしませんけれども、斜線規制を緩和できるような地区計画の導入というのは、今検討しているところでございます。

また、建物の統一感のある街並みを形成するために、建物の高さ制限の導入といったことも考えてございますし、また、景観形成の観点から、色彩のコントロール、こういった

ものを導入しようかというふうに考えてございますので、これにつきましては、現在検討しているところですので、また機会をつくってご紹介させていただきたいというふうに思っております。

矢島会長

よろしいですか。

寺崎委員

先ほどお話しました、脇の道路、これを広げるような、全部ではなくてもいいのですけれども、そういう計画はないのかどうかということ。

それから、建物の容積率というのは道路幅員に影響しますけれども、そういったものに関係なく、例えばここは300%ぐらいになるのですかね。だから、300%とか、みんな建てられるような、そういうルールづくりをする、斜線もない、高度斜線もない、そういった中で、少しバックしてもらって、道路の実幅員というのかな、自分の敷地であってもいいのですけれども、建物を後退して、高さはそろえてもらうとか、そういったような地区計画のルールというのもあると思うのですけれども、そういったものを導入するような予定はないのでしょうか。

矢島会長

これは、相当専門的な質問ですよ。そう思ってお答えください。

まだ検討していないなら、検討していないでもいいのだけれども。相当具体的なことをおっしゃっていると私は理解しました。

どうぞ。

山本副参事

ちょっとまさにそれを含めて検討している最中でございます。今後、機会をつくらせていただいて、そういった脇の道も含めた防災の考え方、地区計画のつくり方について、しっかりご説明させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

矢島会長

よろしゅうございますか。

寺崎委員

よろしく申し上げます。

矢島会長

奥平委員。

奥平委員

先ほど来、田代先生及び寺崎さんをご質問した、一番重要なポイントは、私は、地区計画がどのようなスケジュールで、どの程度のところまでやろうとしているのか。これは、ぜひ次回なのか、次々回になるかわかりませんが、少なくとも、何年後ぐらいには、これが都市計画決定されようとしているのか、それを今の範囲で結構ですので。あるいは逆に、この審議会でどんな程度まで出して、何を決定していこうとしているのか。今日現在でわかっている範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

矢島会長

山本幹事。

山本副参事

現在の検討状況をご説明したいと思います。

先ほど来、勉強会というのをやらせていただいていると、ご案内しました。勉強会につきましては、ことしの1月に立ち上げまして、つい先日、3月の末に勉強会4回が終わったところです。

ある程度地区計画のまとめというところで今考えているところで、今後は、さらに公募委員なども含めて、検討を進めて、その辺がまとめ次第都市計画のほうの手続に入っていきたいというふうに思っております。

なお、第4号線の道路の事業認可は、今28年度、今年度中を目指しておりますので、なるべくそれに追いつけるように、都市計画のほうも進めていければというふうに考えてございますが、具体的なスケジュール等を含めて、次回以降ご説明させていただきたいと思っております。

矢島会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

ほかにないようですから、この報告の第1番目につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただいて、本件報告事項は終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項の2番、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』の改正に伴う地区計画の一部変更について、豊川幹事から説明をお願いします。どうぞ。

豊川参事

それでは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴う地区計画の一部変更についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。冒頭説明しましたように使用します資料は、一部差しかえがありました。このA4縦判ホチキスどめの資料です。それから、このA3の縦判のカラーの、こういった資料です。あと、それから、具体的に、2つの地区の地区計画。1つは、概要版になりますけれども「南台四丁目地区の地区計画」、それからもう1つが、これも概要版ですが「南台一・二丁目地区の防災街区整備地区計画」、この資料を使ってまいりますのでお願いをいたします。

まず、この「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の改正、これは、通常略して「風営法」と呼ばれておりまして、この「風営法」が昨年、平成27年度ですが、一部改正をされましたが、この改正に関連いたしまして、中野区内で定めております地区計画に関しまして一部改正の必要が生じてございます。本日の報告は、この内容の詳細及び今後の予定に関しまして、ご報告をするものでございます。

それでは、資料に沿ってご説明いたしますが、まず、A4判のこのホチキスどめの資料、差しかえも一部ございますけれども、この資料をご覧くださいたく思います。

まず、1番でございます。「『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』の改正について」の、以下、先ほど言いましたように、法律名は「風営法」と省略をさせていただきますけれども、(1)です。この風営法改正の背景でございます。

風営法の今回の改正前、すなわち平成26年度までの状況でございますが、ナイトクラブ、それからダンスールは、風営法上の風俗営業に該当しておりまして、さまざまな規制を受けておりましたけれども、ダンスをめぐる国民の意識の変化や、風紀等の面で支障が生じる蓋然性が弱まったこと。具体的にいいますと、例えば昔なら男女のカップルが体を密着させ静かに踊ると、そういったスタイルがダンスの主流だったと思いますけれども、近年では、ダンスといえますのは、主流としては、集団でテンポの速い、高度なテクニックを要する芸術性の高いダンスが好まれるようになったと、そういったことがございます。

そこで、そのような実情に合わせまして、特にダンスに関する部分に関しましては、風営法の規制の緩和が行われたものでございます。客にダンスをさせる営業につきましては、その一部を風営法で規定いたします風俗営業から除外をしますとともに、営業の形態に応じて規制する改正内容となっております。

なお、当該改正につきましては、平成 27 年の 6 月 24 日に公布をされまして、一部の規定を除きまして 1 年以内の施行とされておりまして、平成 28 年 6 月 23 日に施行となっております。

そこで、この A3 縦判資料の上のほう、図 1 の部分をご覧いただきたいと思います。この図 1 ですが、これは、今回の風営法の改正のうち、ダンスに関する部分の概略をまとめたものでございます。

改正の理由の記載、これは今ご説明したとおりでございますが、その下の四角囲みの、まず①でございますけれども、「客にダンスをさせ、かつ客に接待をして、客に飲食をさせる営業」、これは昔からのキャバレー等が該当いたしますが、これはこの青色矢印の先の右側の四角囲みが今回の風営法改正後の取り扱いとなりますが、「接待をするもの又は低照度のもの」については、従来どおり風俗営業として規制を引き続き受けるということになります。

次に、この左側の囲みの②でございますけれども、「客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」、これはクラブですとか、踊れるレストラン等がありますけれども、これらにつきましては、この風営法改正後は、この青い矢印が 3 つに分かれておりまして、まず、1 番上、「接待をするもの又は低照度のもの」は風俗営業として、その規制をします。

それから真ん中ですが、「低照度でなく、深夜まで営業するもの」、これは風俗営業の対象とはなりません、特定遊興飲食店営業として規制を受けて、公安委員会の許可が必要となります。

それから、その下ですが、「低照度ではなく、深夜に営業をしないもの」は、これは飲食店営業として規制を受けるといったように、実情にあわせて仕分けが新しくされるというものでございます。

それから、左側の囲みの③でございますが、「客にダンスをさせる営業」、これは、ダンスのみということでございますが、これにつきましては、今回の風営法の改正により、風営法のそもそもの対象外というものでございます。

恐縮ですが、最初のホチキスどめの資料に戻っていただきたく存じます。1 ページの(2)風営法の今回の主な改正概要でございます。

ダンスに関する部分の改正につきましては、今ご説明したところでありまして、説明が重複をいたしますが、まずこの(2)の「・」の 1 つ目でございますが、風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業のうち、ダンスホールやナイトクラブ、これは照度が 10 ルクスを超

えるものに限られますが、これら等が風俗営業から除外をされます。ただし、風俗営業から除外されるナイトクラブの一部につきましては、新たに定められた規定により、規制が行われるものでございます。

それから「・」の2つ目でございますが、風営法第2条第1項各号の統合や削除によりまして、風営法第2条第1項第8号までの規定が、第2条第1項第5号までの規定に変更となる、というものでございます。

これらをもう少し詳しくご覧いただくために、また恐縮ですが、再度このA3、縦判の資料の図2の部分をご欄いただきたいと存じます。

この図2の左側のそれぞれの囲み、この左側の囲みが今回の風営法が改正される前、改正前の風営法第2条第1項に示されておりました風俗営業のその区分ということでありまして、1号営業から2号営業、3号営業、4号営業、以下、5号、6号、7号、8号というふうな区分となっておりましたが、今回の風俗営業改正後は、この右側、このような囲みにそれぞれ再編成されまして、風俗営業か外れるものも生じたことから、この区分の数では、改正前の8区分から5区分に減少したというものでございます。

なお、この左側の改正前のところで、青く塗ってあります部分は今回の風営法の改正の中心になりましたダンスに関するものをお示ししてございます、

それでこの後にご説明いたしますが、中野区内における地区計画のうち、用途地域による建築基準法の規定に上乘せをして、風俗営業の立地を制限するために、風営法改正前の風俗営業の号数を示しているものがございます。

今回風俗営業の号数がご覧のように変更になったことから、これに対応して、地区計画も変更する必要があるというものでございます。

また恐縮ですが、ホチキスどめの資料に戻っていただきまして、1ページ目の一番下のほうですが、2番、「地区計画の変更について」でございます。

(1)「地区計画変更の概要」でございます。「・」の1つ目ですが、風営法改正の趣旨を踏まえまして、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の建築物の用途の制限においても対象外。これは、制限の対象外ということですが、対象外とするということでございます。

「・」の2つ目ですが、地区計画において引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1各号の統合や削除に伴う号ずれに合わせて制限が変わらないように対応するというものでございます。

裏面、めくっていただきまして、2 ページ目をご覧くださいと思います。

(2)変更する地区計画でございます。先ほど少し触れましたように、改正前の風営法の号数表示を用いている地区計画、具体的にはそこにお示しをしておりますが、中野区内におきましては、2 地区ございまして、「南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画」、これは、先ほど確認いただきました資料の、これを中をはぐっていただきますと、この5 ページをご覧くださいませるか。5 ページの、左上のほうです。「A・B 近隣商業地区」というのがありまして、「建築物の用途の制限」というのが、ここに風俗営業に関する号数表示があるというものでございます。

それから、もう1地区、南台四丁目地区でございます。これも中をめくっていただきますと、これは3 ページ目でございますが、「建築物に関する事項」という囲みの表でございます。この中の「近隣商業地区」というところの、「建築物の用途の制限」、この中に、風俗営業等の規定より業務が適正等に関する法律の号数表示がしてございます。

こうした号数表示が今回の風営法の改正に伴いまして変わる関係で、地区計画の号数表示も変更するというものでございます。

なお、この2地区とも、この表現は全く同じ表現となっておりますので、これはまとめてご説明させていただきたいと思います。2 ページの、この表をご覧くださいと思います。

地区計画におきましては、地区整備計画において建築物等に関する制限を示しておりますが、近隣商業地区、これは、近隣商業地域に用途地域が指定をされている地区でございますが、この地区におきましては、「旧（変更前）」をご覧くださいませると、「風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第6項第2号から第6号までに掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない」とありまして、このアンダーラインの部分が今回の風営法改正に関連する箇所ですが、何度も恐縮ですが、この先ほどのA3縦判の図とあわせてご覧くださいませるとわかりやすいかと思いますが、この図でございますけれども、このA3判縦判の図の左側の改正前の囲みをご覧くださいませると、そもそも近隣商業地域の場合ですと、この建築基準法の規定によりまして、改正前の1号営業、2号営業、3号営業、これはそもそも建築をすることができなかったわけでございます。

ただ、その下の4号営業のダンスホールを初め、5号営業、6号営業、以下、7号営業、8号営業等は、これは、建築基準法の規定であれば、近隣商業地域であれば建築が可とな

っていたわけでありますが、この地区計画を定める際に、こういった店舗につきましては地域への影響が大きいと、そういったことから、4号のダンスホールを除きまして、5号以下のものを地区計画で禁止をしたというものでございました。

そして、このたびの風営法改正によりまして、改正前のこの5号から8号までが、その図にありますとおり、2号から5号へと号数が変わったことから、それに合わせて、この先ほどの表にあります新の変更後のアンダーラインのように変更するというものでございます。

ホチキスどめ資料の新旧対照表の右の欄の「風俗営業の変更概要」にも、改めてその点の説明を表記をしているところでございます。

なお、中野区内の他の地区の地区計画におきましては、風営法の号数表示を用いておりませんことから、今回の風営法の改正には影響はないものでございます。

最後に、ホチキスどめの資料の3ページをご覧くださいと思います。今後の流れ、予定でございます。

7月上旬から下旬にかけて、地区計画変更（原案）の公告・縦覧を行った後、7月下旬に開催を考えております当都市計画審議会におきまして、この原案のご説明をいたしたいと考えております。

その後、ご覧のような経過を経まして、例年10月ごろ開催をしています当都市計画審議会におきまして、諮問をさせていただきたいと考えてございます。

そして、区の案のとおり答申いただきました場合には、10月下旬を目途に「地区計画変更の決定・告示」を行うとともに、この地区計画の内容を法的担保いたしております建築物の制限に関する条例の改正についても進めさせていただきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

矢島会長

説明ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員

ちょっと私の理解が足りないからあれかもしれないのですが、そうしますと、改正前に3号営業だったものの一部と、それから、4号以上のものは、中野区のこの地区計画では、建築はできるようになるというふうに理解していいのでしょうか。

矢島会長

豊川幹事。

豊川参事

基本的には、今回風営法の号数ずれの修正だけです。ですから、基本的には、この4号のダンスホール、これが地区計画の改正というよりは、風営法の改正に伴って風営法から外れたものです。

ただ、そもそも今日お示しをした、この南台四丁目と、それから、南台一・二丁目につきましては、もともと4号営業は禁止をしておりませんでしたので、ですから影響はないと。単なる号数ずれの直しを今回するだけ、そんな内容でございます。

松本委員

はい、わかりました。

矢島会長

ほかには。

よろしゅうございますか。全般的には、いわば手続上直さなければならないというふうなお話であったかと思いますが、特にご質問、ご意見ないようでしたら、報告の第2号につきましても、了承ということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、本日の報告事項については、2件とも了承ということでございますので、次回の審議会の予定などについて、事務局からお願いをいたします。

豊川参事

まず、本日使用いたしました資料の取り扱いにつきまして、事務連絡をさせていただきます。昨年度よりでございますが、使用いたしました資料は事務局でお預かりをいたしまして、次回の審議会でお渡しをするようにしております。今年度も引き続き同様にさせていただきますと存じます。

つきましては、お帰りの際に、資料はお持ち帰りにならずに、机の上に置いたままで結構でございますので、よろしくお預かりをいたします。

それから、次に、次回の都市計画審議会の開催日についてでございますが、7月下旬を予定をしております。詳細の日程等につきましては、決まり次第、早目に皆様に連絡をさせていただきますので、よろしくお預かりをいたします。

以上でございます。

矢島会長

それでは、これもちまして本日の審議会は閉会といたします。長時間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

—了—